

せたな町移住定住促進住宅奨励金交付要綱

平成27年 3月20日

せたな町訓令第14号

改正 令和2年1月6日訓令第2号

改正 令和3年2月24日訓令第5号

改正 令和4年3月14日訓令第9号

(目的)

第1条 この要綱は、せたな町内に住宅を建設する者又は住宅を購入する者に対し、せたな町移住定住促進住宅奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、住宅の建設を誘発し、また、人口減少等による空家対策の一助として、移住化・定住化の促進と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(奨励金の交付対象者等)

第2条 奨励金の交付対象者は、町内に住所を有する者及び移住希望者で次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町内に自らの居住の用に供する住宅を建設する者
- (2) 町内に自らの居住の用に供する住宅を購入する者
- (3) 第1号及び第2号に掲げるものは、当該申請住宅へ住所を移転し、以後5年以上入居することが確約できる者
- (4) 第2号に掲げる住宅購入費は20万円以上とする

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の対象としない。

- (1) 地方税等の滞納があるもの
- (2) 町が実施する他の財政的支援制度の対象となるもの
- (3) 移転補償の対象となるもの
- (4) その他公秩序良俗に反するなど、補助の対象事業として適当でないと認められるもの

(奨励金の交付額)

第3条 奨励金の交付額は、次の区分による額とする。

- (1) 第2条第1項第1号に掲げるもののうち、町内業者により建設する場合は100万円、町内業者以外により建設する場合は30万円とする
- (2) 第2条第1項第2号に掲げるものについては、20万円とする

2 ここで規定する町内業者とは、せたな町内に事業所、営業所を持つ法人及び町内で営業する個人事業主とする。

(奨励金の交付申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、せたな町移住定住促進住宅奨励金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 第2条第1項第1号に掲げるものについては、住宅建設に係る工事契約書写し及び対象となる住宅の平面図等
- (2) 第2条第1項第2号に掲げるものについては、住宅購入に係る売買契約書写し及び対象となる住宅の写真等
- (3) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (4) 納税証明書（転入予定者）
- (5) その他町長が必要と認める書類

(奨励金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定により申請を受理し、奨励金を交付すべきものと認めるときは、せたな町移住定住促進住宅奨励金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(完了の届出)

第6条 申請者は、対象事業が完了したときは、速やかに次の各号に掲げる書類を添付し、せたな町移住定住促進住宅奨励金事業完了届（様式第4号）により届け出なければならない。

- (1) 完成した対象住宅の写真（第2条第1項第2号は除く）
- (2) 住民票の写しなど、対象住宅に住所を移したことを確認できる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

(奨励金の額の確定及び交付)

第7条 町長は、申請者より事業完了届が提出されたときは、当該奨励金事業について奨励事業の交付の決定内容に適合するものであるかを審査し、併せて対象住宅に居住していることを確認したのち、奨励金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 町長は、第5条の規定により交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取消し、又は既に交付した奨励金があるときは、期限を定めて奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたとき
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が奨励金の交付を不相当と認めるとき

2 町長は、前項の規定により交付の決定を取消したときは、せたな町移住定住促進住宅奨励金交付決定取消通知書（様式第5号）により、当該交付の決定を取消した者に通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和2年1月6日から施行する。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

せたな町移住定住促進住宅奨励金交付申請書

年 月 日

せたな町長 様

住所

氏名

印

せたな町移住定住促進住宅奨励金交付要綱第4条の規定により、奨励金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 住宅建設（購入）の場所 せたな町 区

2. 施工業者名（建設のみ記載）

3. 完成予定年月日 年 月 日

4. その他（添付書類）

住宅建設工事契約書写し・建築工事届写し・平面図・住宅購入契約書写し

確 約 書

私は、当該申請住宅へ住所を移転し、以後5年以上入居することを確約します。

住所

氏名

⑩

様式第2号（第4条関係）

誓約書兼同意書

私は、せたな町移住定住促進住宅奨励金の申請条件を理解した上で申請し、申請書に記入した事項は、すべて相違ないことを誓約します。

また、せたな町が申請条件資格の確認を行うに当たり必要があるときは、申請書に記入した項目及び納税状況等について調査することに同意いたします。

年 月 日

申請者

住所

氏名

⑩

委任状

私は、私の町税等の納税状況及び納税に関する一切の権限を、上記申請者に委任いたします。

世帯員 氏 名

⑩

世帯員 氏 名

⑩

世帯員 氏 名

⑩

世帯員 氏 名

⑩

- 1 次の各号のいずれかに該当した場合、奨励金の交付の決定が取消しとなる場合があります。
 - ① 奨励金の交付の決定の内容に違反したとき。
 - ② 偽りその他不正の手段により奨励金の交付の決定又は交付を受けたとき。
 - ③ 町長が相当と認める事由があったとき。
- 2 奨励金事業が完了したときは、速やかに町長に届け出ること。

様式第4号（第6条関係）

せたな町移住定住促進住宅奨励金事業完了届

年 月 日

せたな町長 様

住所

氏名

印

年 月 日付 第 号をもって交付決定を受けた住宅の建設
(購入) が 年 月 日完成したので、お届けします。

記

1. 住宅建設（購入）の場所 せたな町 区

2. 施工業者名（建設のみ記載）

3. その他（添付書類）

完成写真

住民票の写し（対象住宅に住所を移したことを確認できる書類）

年 月 日
確認者 ⑩

様式第5号（第8条関係）

せたな町移住定住促進住宅奨励金交付決定取消通知書

年 月 日

申請者 様

せたな町長 印

年 月 日付 第 号により交付を決定したせたな町移住定住促進住宅奨励金について、下記のとおり交付決定を取り消したので、せたな町移住定住促進住宅奨励金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1. 奨励金交付決定額 円
2. 交付取り消し年月日 年 月 日
3. 取消し理由